

公益財団法人印旛沼環境基金助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人印旛沼環境基金定款第4条の規定に基づく事業を達成するために、住民総ぐるみで印旛沼をきれいにすることを目指して、印旛沼と印旛沼を取り巻く自然的、社会的環境の改善に役立つ地域の活動等を行うNPO、学校、市町等(以下「団体等」)に対する助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」)は、前条の趣旨に基づいて印旛沼及び流域で行う活動であって、次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境調査
- (2) 印旛沼、水に関する歴史、民俗調査
- (3) 自然環境の保全、復元に関する活動
- (4) 水質汚濁対策に関する活動
- (5) 環境美化に関する活動

(経費及び助成率等)

第3条 助成事業の種目、経費、助成率及び助成限度額は別表のとおりとする。

2 助成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、助成金交付申請書(別記第1号様式)を理事長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し交付の可否を決定し、交付の決定をしたものに対しては助成金交付決定通知書(別記第2-1号様式)により、不交付の決定をしたものに対しては助成金不交付決定通知書(別記第2-2号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

2 理事長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、別に定める条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 助成金の交付決定を受けた団体等(以下「交付団体等」)は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより当該申請を取り下げようとするときは助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、自己の都合により取り下げようとするときは取下げ事由発生後速やかに、助成金交付申請取下げ申出書(別記第3-1号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金交付申請取下げ申出書を受理したときは、助成金交付決定取消通知書（別記第3－2号様式）により通知するものとする。

（変更交付申請手続）

第7条 助成金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付あるいは一部取消をしようとするときは、第4条に定める交付申請手続に従って、変更交付申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、第5条に定める交付決定及び通知手続に従って、助成金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付団体等は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定を受けた日の属する会計年度終了日のいずれか早い期日までに助成事業実績報告書（別記第6号様式）に事業等収支決算書（見込）（別記第7号様式）等を添えて理事長に提出しなければならない。

また、年度内に開催する報告会において成果を発表しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 理事長は、助成事業の完了の報告を受けた場合においては、助成事業実績報告書等の書類の審査によりその報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは交付すべき助成金の額を確定し当該交付団体等に助成金確定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付の請求）

第10条 前条の規定により通知を受けた交付団体等が助成金の交付を受けるときは速やかに助成金交付請求書（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の交付の特例）

第11条 理事長は、特に必要があると認めたときは助成金を前金払いにより全部若しくは一部を交付することができる。

2 前項の規定により交付団体等が助成金を前金払いにより交付を受けようとするときは交付請求書（別記第10号様式）にその理由書を添えて理事長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 理事長は交付団体等が助成金を他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は理事長の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 第6条の規定は第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

- 第13条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 2 理事長は、交付団体等に交付すべき助成金の額を確定した場合において既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
 - 3 理事長は、前2項の返還の命令に係る助成金でやむを得ない事情があると認めるとときは、交付団体等の申請により返還の期日を延長し又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(助成金の経理)

- 第14条 交付団体等は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 交付団体等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して前項の収支簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

- 第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

- 第16条 この要綱の改廃は事務局長の決裁を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条）

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額
(1) 自然環境調査	事業の実施に要する経費	小学校、中学校及び高等学校は助成対象経費の10/10以内	小学校、中学校及び高等学校は15万円以内
(2) 印旛沼、水に関する歴史、民俗調査		その他の団体は助成対象経費の2/3以内	その他の団体は20万円以内
(3) 自然環境の保全、復元に関する活動			
(4) 水質汚濁対策に関する活動			
(5) 環境美化に関する活動			

(助成対象経費)

謝金・賃金（常勤職の賃金を除く）、交通費、需用費、役務費、使用料及び賃借料